

検定合格警備員の配置に関する特記仕様書

第1条 本工事において交通誘導等を行うときは、愛媛県土木工事共通仕様書（平成30年7月29日愛媛県告示第658号）第1編1-1-32交通誘導警備員によるほかは、この特記仕様書によるものとする。

第2条 受注者は、工事の施工に当たって、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の規程により、次の路線において交通誘導等を行う場合は、工事箇所ごとに、1級又は2級検定合格警備員（以下「検定合格警備員」という。）を1人以上配置しなければならない。

- (1) 高速自動車国道
- (2) 自動車専用道路
- (3) 愛媛県公安委員会が認定する路線

2 受注者は、前項により検定合格警備員を配置する場合は、配置に先立ち、「検定合格警備員証明書」（参考様式12）に、検定合格証の写し等の資格要件を確認できる資料を添付のうえ提出しなければならない。また、検定合格警備員の配置人員、配置位置、配置期間等について監督員と協議を行わなければならない。計画に変更が生じた場合も同様とする。

3 受注者は工事の施工に当たって、検定合格警備員による交通誘導等を行った場合、工事完了時に、愛媛県土木工事共通仕様書第1編1-1-32交通誘導警備員により提出を義務付けている「交通誘導警備員配置実績表」（参考様式13）の備考欄に、配置した検定合格警備員の氏名を記入し、その他の資料と併せて提出しなければならない。

別表（第2条関係）

愛媛県公安委員会が令和3年4月1日から施行の認定路線（18路線）

路線名	区間
一般国道11号	愛媛県の全域
一般国道33号	愛媛県の全域
一般国道56号	愛媛県の全域
一般国道192号	愛媛県の全域
一般国道196号	愛媛県の全域
一般国道317号	松山市勝山町1丁目19番地4先から今治市波止浜3丁目先まで
一般国道437号	愛媛県の全域

県道新居浜角野線	愛媛県の全域
県道壬生川新居浜野田線	愛媛県の全域
県道松山伊予線	愛媛県の全域
県道松山空港線	愛媛県の全域
県道松山港線	愛媛県の全域
県道松山北条線	愛媛県の全域
県道伊予松山港線	愛媛県の全域
県道伊予川内線	愛媛県の全域
県道今治波方港線	愛媛県の全域
県道松山東部環状線	愛媛県の全域
県道壬生川丹原線	愛媛県の全域

(令和2年9月29日付け第3号 愛媛県報にて告示)